

# 令和5年度 第3回本庄市下水道事業審議会

開催日 令和5年12月22日

開会時間 午前10時

場所 本庄市都島浄水場

## 1. 開 会

## 2. あいさつ

## 3. 令和5年度第2回審議会議事報告

## 4. 報告事項

整備状況について

## 5. 議 題

第1号 公共下水道事業における使用料金等の適正化について

①流域下水道維持管理負担金及び下水道使用料近隣市町の状況について

②新料金表について

## 6. その他

## 7. 閉 会

## 本庄市下水道事業審議会委員名簿

(任期：令和4年10月1日～令和6年9月30日)

令和5年4月1日現在

(敬称略・順不同)

No.	氏 名	選出区分 (本庄市下水道事業審議会 条例第3条)	摘 要
1	かきぬま みつお 柿沼 光男	市議会議員	
2	うるた へいいちろう 粂田 平一郎	市議会議員	
3	おだか たかお 小高 隆雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本町自治会長
4	もてぎ たかひろ 茂木 孝弘	都市計画決定区域内の 自治会代表者	万年寺自治会長
5	いのうえ あきひこ 井上 明彦	都市計画決定区域内の 自治会代表者	本田自治会長
6	はまの ひろし 濱野 宏	都市計画決定区域内の 自治会代表者	長浜町自治会長
7	おくはら さだお 奥原 定雄	都市計画決定区域内の 自治会代表者	塩谷自治会長
8	ねぎし まこと 根岸 誠	都市計画決定区域内の 自治会代表者	秋山自治会長
9	おおさわ はるき 大澤 春樹	識見を有する者	埼玉県下水道公社 (理事兼技師長)
10	たついし しげのり 立石 茂則	識見を有する者	
11	しぶや きょうこ 渋谷 京子	公募による者	
12	はやかわ ゆり 早川 ゆり	公募による者	

## 下水道の計画、老朽化及び雨水管渠の整備状況について

### 1. 現行の下水道事業（污水）の計画について（令和5年11月1日現在）

- ・計画人口…50,770人　・整備人口…48,033人
- ・計画面積…1336ha　・整備面積…1197ha　→整備率89.5%

### 2. 現行の下水道事業（雨水）の計画について（令和5年11月1日現在）

- ・計画面積…1641ha　・整備面積…950ha　→整備率57.8%

### 3. 老朽化の状況について

・令和2年度に策定した本庄市下水道ストックマネジメント計画に基づき、污水・雨水幹線等の重要な管路から優先順位を付け、作業員が直接管内に入る潜行目視調査や、管内にカメラを入れるテレビカメラ調査を実施しています。

・本市の下水道整備は県南や東京都内の自治体と比較すると後発であったため、法定耐用年数50年を経過した管路は少なく、既に調査完了した管については、調査の結果、異常の程度は小さく抑えられています。緊急度の高い異常があった箇所については、管の内側に新しい管を形成して密着させる等の管更生を行っています。

また、老朽化したマンホール蓋についても随時交換を進めています。



自走式テレビカメラ



酸欠防止のための送風機運転



J4 - 5

管更生工事写真

T:5°



-8°

施工前

管渠更生工

路線番号:5-03

MHNo.081~082

管径:400 管種:HP

施工後

10.02

T:3°



-2°

管渠更生工

路線番号:5-03

MHNo.081~082

管径:400 管種:更生管

#### 4. 下水道事業による雨水管渠の整備について

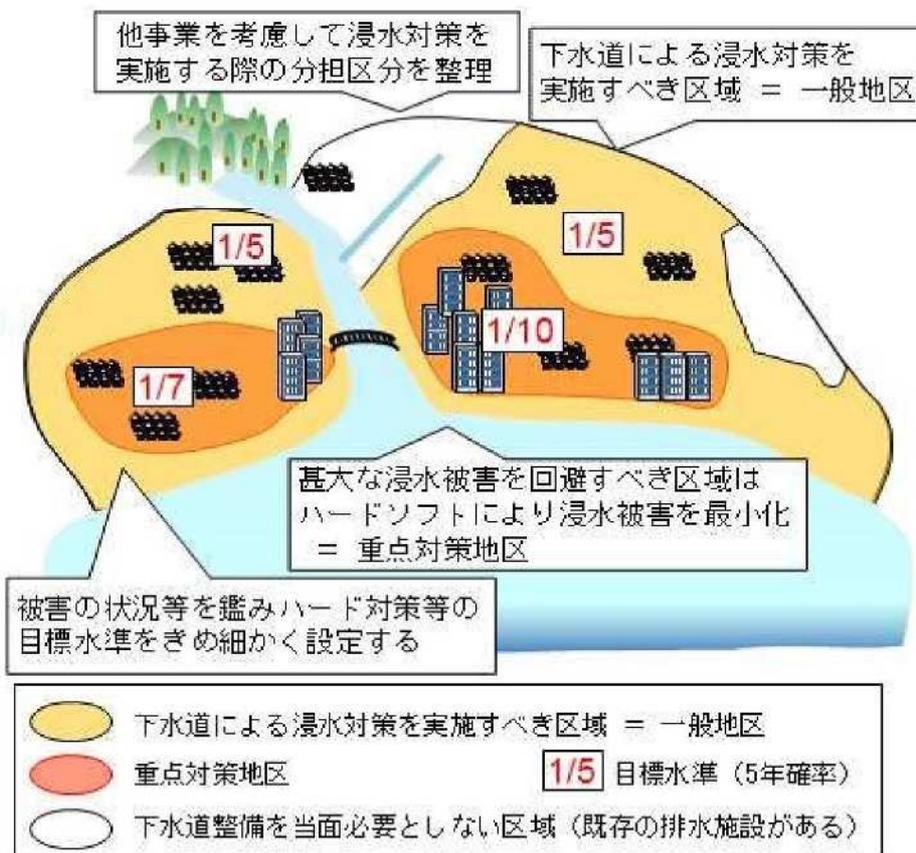
・本市の下水道事業による雨水管渠の整備については、現在、栗崎地区と児玉町児玉の下町地区で、整備に向けた準備を進めているところです。

・従来の下水道事業による雨水管渠整備は、内水浸水被害が発生した箇所を後追いで整備する進め方が主流でしたが、これからは“選択と集中”の考え方を採り入れ、内水浸水被害の程度だけでなく都市機能の集積状況を含めて総合的に地区ごとの浸水リスクを評価して、優先順位をつけて整備を進めていくという方針を国土交通省では打ち出しています。

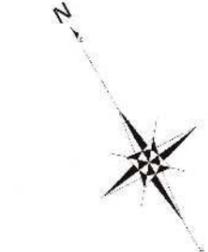
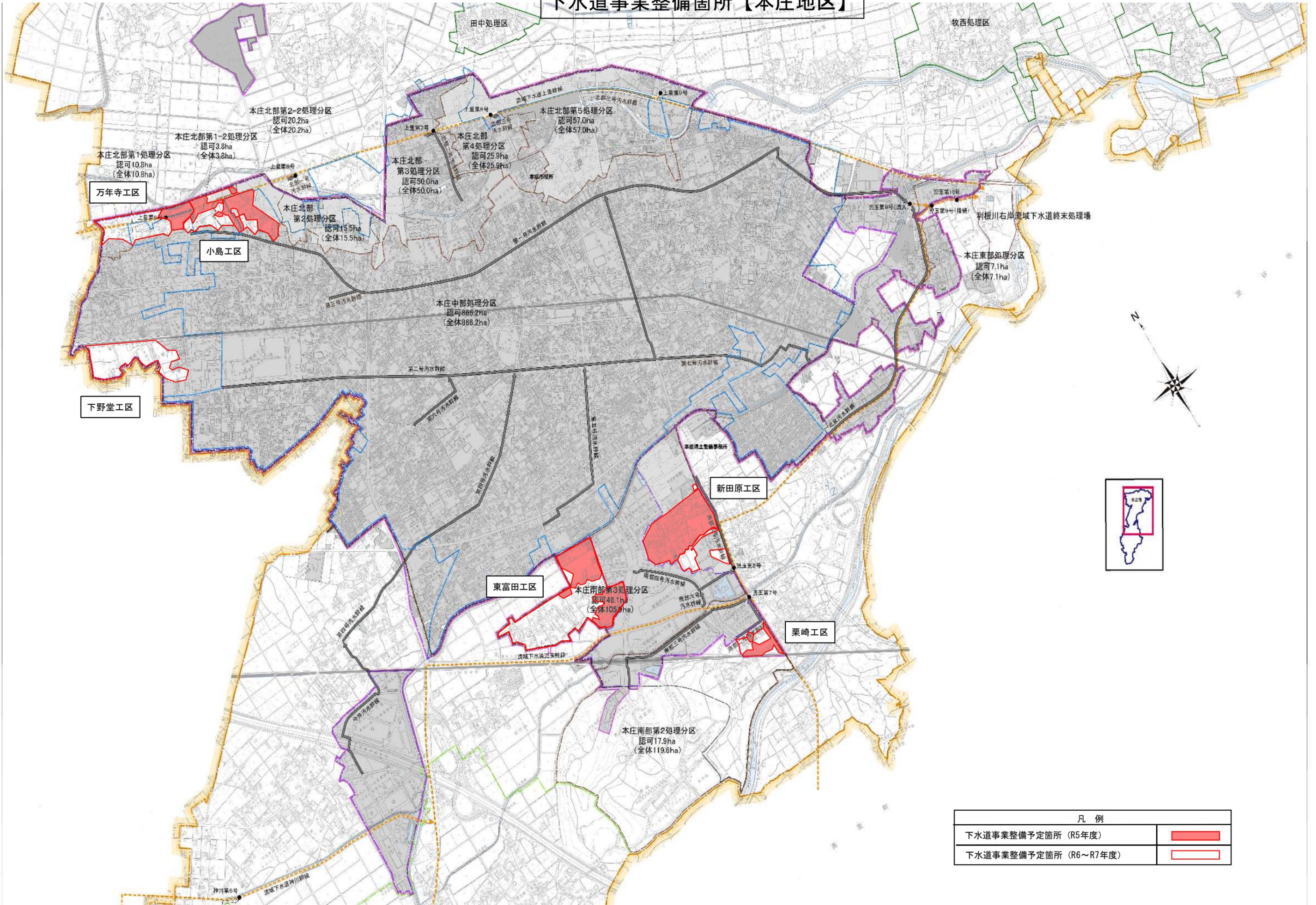
一方で、国土交通省では“流域治水”という考え方を推進しています。これは河川や下水道事業だけでなく、あらゆる分野で水害対策を進めていくという考え方であり、下水道事業での優先度が低いと評価された地区については、下水道事業以外の分野で浸水対策が進められていくことになると考えられます。

・本市では、今後の下水道事業による雨水管渠整備の準備段階として、浸水シミュレーション等を実施して地区ごとの優先順位をつけた上で、整備を進めていけるよう計画してまいります。

#### これからの雨水管渠整備イメージ

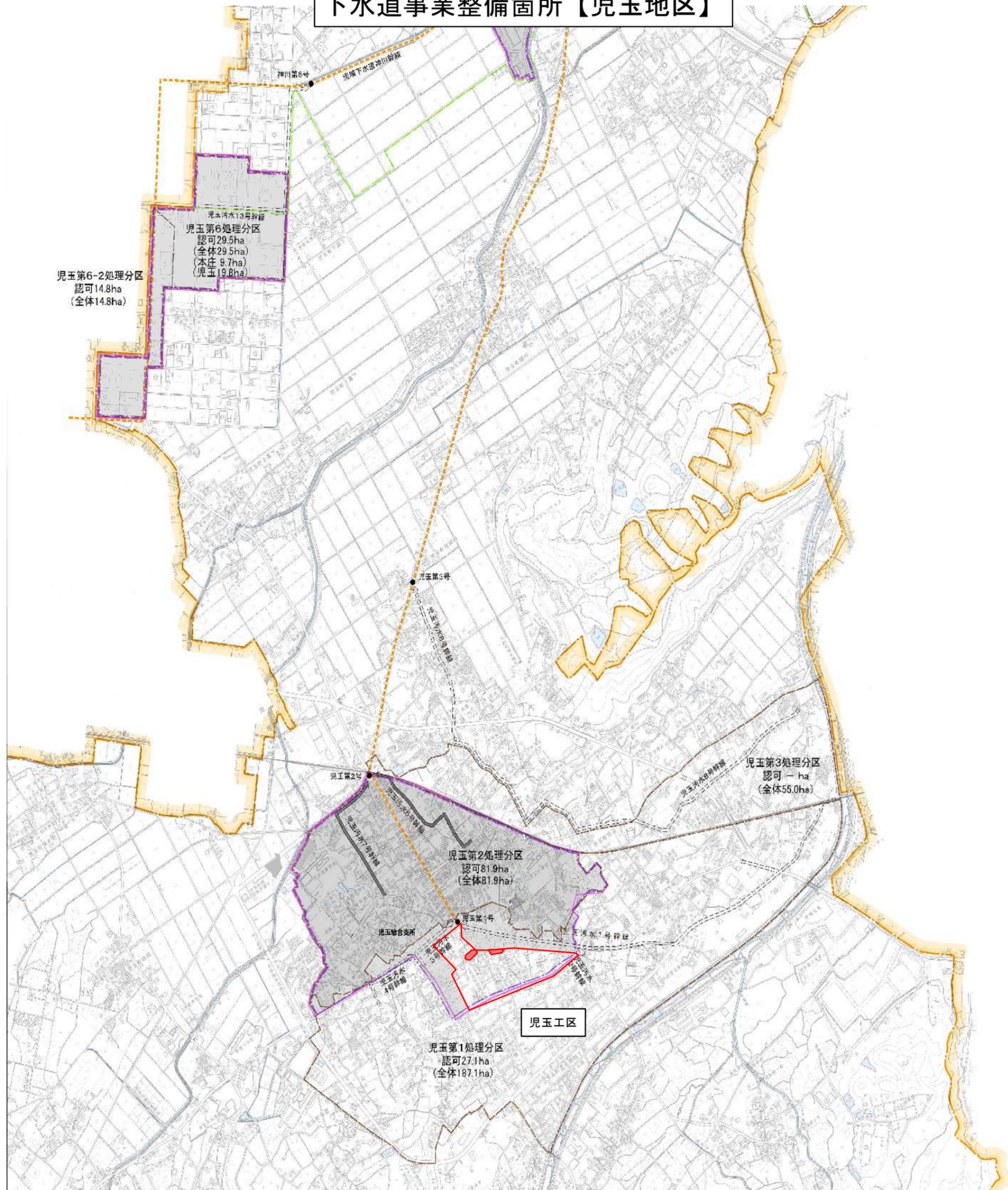


# 下水道事業整備箇所【本庄地区】



凡例	
下水道事業整備予定箇所 (R5年度)	<span style="background-color: red; border: 1px solid black; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>
下水道事業整備予定箇所 (R6~R7年度)	<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 20px; height: 10px;"></span>

# 下水道事業整備箇所【児玉地区】



流域下水道維持管理負担金内訳及び近隣の下水道使用料状況について

【維持管理負担金内訳（主なもの）】

（百万円）

項目	年度	R6～R10までの見込み額	
収入		3,094	A
支出		2,644	B
下水道局経費 （修繕費・委託料・人件費など）		409	
下水道公社経費 （燃料費・電気料・修繕費など）		295	
包括委託経費 （運転管理費・施設管理費・薬品費・燃料費 ・電気料・水道料・定期修繕費など）		1,905	
予備費		35	
資本費		335	C
* R元年からR5年度までの累積収支見込み額		△ 108	D

\* 負担金以外の収入 = 6百万円 E

【収支（百万円）】

収入A 3,094 - 支出B 2,644 - 資本費C 335 = 95（百万円）

【維持管理負担金単価の積算】

R6～10年度の維持管理費（B）+ 資本費（C）- R元年からR5年度までの累積収支見込額（D）- 負担金以外の収入額（E）

令和6年度～10年度の処理水量

$$= \frac{2,644 \text{百万円 (B)} + 335 \text{百万円 (C)} + 108 \text{百万円 (D)} - 6 \text{百万円 (E)}}{30 \text{百万 m}^3}$$

$$= 103 \text{円 / m}^3$$

【単価の経緯】

平成21年度～	63円 / m <sup>3</sup>
平成26年度～	72円 / m <sup>3</sup>
令和元年度～	83円 / m <sup>3</sup>
令和6年度～	99円 / m <sup>3</sup>
令和8年度～	105円 / m <sup>3</sup>

【近隣の状況（2ヶ月40m<sup>3</sup>あたり）】

	市 町	使 用 料	備 考
1	深谷市	7,040円	
2	熊谷市	5,170円	R5.4 25%UP
3	美里町	5,126円	
4	本庄市	4,994円	
5	神川町	4,840円	
6	上里町	4,334円	
7	秩父市	4,301円	
8	行田市	4,070円	

# 本庄市下水道事業使用料改定案

本庄市 下水道課

令和5年12月22日下水道事業審議会 資料

# 目次

1. 下水道使用料改定について
  - 1-1. なぜ下水道使用料改定が必要なのか
  - 1-2. 下水道使用料収入への転嫁額について
  
2. 下水道使用料体系案について
  - 2-1. 新しい下水道使用料体系の考え方
  - 2-2. 下水道使用料体系案
  
3. 使用料体系案の比較
  - 3-1. 流量別使用者への影響
  - 3-2. 各使用料体系案

## 1. 下水道使用料改定について

### 1-1. なぜ下水道使用料改定が必要なのか

埼玉県が管理する流域下水道の終末処理施設等の維持管理負担金について、昨今の電気料金、燃料費、薬品・資材単価、人件費などの大幅な高騰があり、県としても大幅な改定をせざるを得ない状況

児玉郡市（本庄市、上里町、神川町、美里町）と県との協議の結果、激変緩和措置のため最初の2年間は99円/m<sup>3</sup>、次の3年間は105円/m<sup>3</sup>と段階を踏んで改定をすることで合意



現状の使用料では賄えないことが見込まれるため、使用料の見直しが必要

本市も埼玉県に支払う維持管理負担金の改定年度にあわせて段階を踏んで使用料を改定する方針

### 1-2. 下水道使用料収入への転嫁額について

維持管理負担金増額に対する下水道使用料収入への転嫁額（令和4年度の決算ベース） ※税抜き表示

維持管理負担金単価		転嫁額	
令和6～7年：83円/m <sup>3</sup>	→ +16円 → 99円/m <sup>3</sup>	<b>72,191,869円</b>	(16円 × 処理水量4,963,191m <sup>3</sup> ÷ 1.1)
令和8～10年：83円/m <sup>3</sup>	→ +22円 → 105円/m <sup>3</sup>	<b>99,263,820円</b>	(22円 × 処理水量4,963,191m <sup>3</sup> ÷ 1.1)

(参考) 令和4年度使用料収入：735,110,011円

## 2. 下水道使用料体系案

### 2-1. 新しい下水道使用料体系の考え方

本題に入る前に……

使用料体系は現行と同様に基本水量制、従量制とし、まず以下のパターンで検討

参考1	(前改定時と同じ方法) 現行の使用料体系を基礎として、基本使用料、従量使用料とも一律の改定率とした場合
参考2	参考1よりも、基本使用料を大きい割合で、従量使用料は小さい割合で一律に改定した場合
参考3	基本使用料、従量使用料ともに、1m <sup>3</sup> あたりの単価を同じ金額ずつ増額した場合

シミュレーションの結果



前回は一律で改定しているため、大口使用者である企業等への負担がさらに大きくなる

## 2-1. 新しい下水道使用料体系の考え方

大口使用者への影響（維持管理負担金単価99円の場合）

（資料）大口使用者一覧（上位10）

単位：円（税抜）

水道料金システムより				現行 ※1		参考1		参考2		参考3	
順位	年間調定水量	年間使用料金 （税込）	年間使用料金 （税抜）	月平均水量	ひと月使用料	ひと月使用料	差額	ひと月使用料	差額	ひと月使用料	差額
1	89,568	27,655,342	25,141,220	7,464	2,095,102	2,313,342	218,240	2,219,410	124,308	2,199,598	104,496
2	39,915	11,985,254	10,895,685	3,326	903,430	997,538	94,108	957,396	53,966	949,998	46,568
3	39,408	11,764,652	10,695,138	3,284	891,262	984,102	92,840	944,510	53,248	937,238	45,976
4	38,837	11,583,760	10,530,691	3,236	877,558	968,971	91,413	929,997	52,439	922,868	45,310
5	36,562	10,863,999	9,876,363	3,047	822,958	908,683	85,725	872,174	49,216	865,614	42,656
6	27,534	8,062,954	7,329,958	2,295	606,286	669,441	63,155	642,713	36,427	638,409	32,123
7	26,001	7,530,079	6,845,526	2,167	569,494	628,817	59,323	603,749	34,255	599,829	30,335
8	17,770	4,969,719	4,517,926	1,481	371,950	410,695	38,745	394,544	22,594	392,682	20,732
9	16,023	4,356,285	3,960,259	1,335	330,022	364,400	34,378	350,141	20,119	348,716	18,694
10	15,759	4,272,649	3,884,226	1,313	323,686	357,404	33,718	343,431	19,745	342,072	18,386

※1現行 月平均水量：認定水量÷12

## 2 - 1. 新しい下水道使用料体系の考え方

参考1～3を踏まえて……

### **基本使用料に重みを置いた料金体系案パターン①～③を提案**

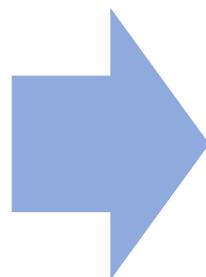
- ▶ 排水量に影響されにくく、経営の安定化を図ることができる
- ▶ 大口使用者へ配慮
- ▶ いずれかの水量区分に偏りすぎることなく、全使用者から一定の増収が見込める

参考1 (前改定時と同じ方法)	現行の使用料体系を基礎として、基本使用料、従量使用料とも一律の改定率とした場合
パターン①	基本料金のみで下水道使用料への転嫁額分を全額補填するよう改定率を設定し、従量使用料単価は現行のままとした場合
パターン②	維持管理負担金単価の改定率を基本使用料の改定率とし、従量使用料単価は水量区分が大きくなるにつれて改定率を小さくした場合
パターン③	基本使用料の改定率をパターン①と②の中間とし、従量使用料単価は②と同様に水量区分が大きくなるにつれて改定率を小さくした場合

## 2-2. 下水道使用料体系案 参考1 (前改定と同じ一律の改定率)

【現行体系】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	92円
	11～30m <sup>3</sup>	135円
	31～50m <sup>3</sup>	150円
	51～100m <sup>3</sup>	165円
	101～200m <sup>3</sup>	201円
	201～500m <sup>3</sup>	230円
	501～1,000m <sup>3</sup>	259円
	1,001m <sup>3</sup> ～	288円



【R6年度 維持管理負担金単価99円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (現行比)	改定率 (現行比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	101円	9円
	11～30m <sup>3</sup>	149円	14円
	31～50m <sup>3</sup>	165円	15円
	51～100m <sup>3</sup>	182円	17円
	101～200m <sup>3</sup>	222円	21円
	201～500m <sup>3</sup>	254円	24円
	501～1,000m <sup>3</sup>	286円	27円
	1,001m <sup>3</sup> ～	318円	30円

不足分72,191,869円に対して収入73,977,540円見込み

- ・ 基本使用料、従量使用料とも一律の改定率とした場合
- ・ 改定率は、使用料収入が維持管理負担金増額に対する使用料収入への転嫁額になるように設定

メリット：基本使用料が安いので、少量使用者の負担が少ない

デメリット：水量が多くなるほど増加額が大きいため、大口使用者である企業等への負担が多くなる

【R8年度 維持管理負担金単価105円の体系案】 (1か月あたり税抜)

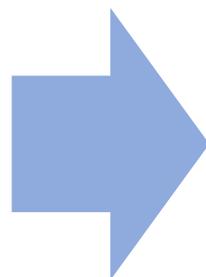
	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (R6年度比)	改定率 (R6年度比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	105円	4円
	11～30m <sup>3</sup>	154円	5円
	31～50m <sup>3</sup>	171円	6円
	51～100m <sup>3</sup>	188円	6円
	101～200m <sup>3</sup>	229円	7円
	201～500m <sup>3</sup>	262円	8円
	501～1000m <sup>3</sup>	295円	9円
	1001m <sup>3</sup> ～	328円	10円

不足分99,263,820円に対して収入102,055,434円見込み

## 2-2. 下水道使用料体系案 パターン①

【現行体系】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	92円
	11～30m <sup>3</sup>	135円
	31～50m <sup>3</sup>	150円
	51～100m <sup>3</sup>	165円
	101～200m <sup>3</sup>	201円
	201～500m <sup>3</sup>	230円
	501～1,000m <sup>3</sup>	259円
	1,001m <sup>3</sup> ～	288円



【R6年度 維持管理負担金単価99円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (現行比)	改定率 (現行比)	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	122円	30円	33%
	11～30m <sup>3</sup>	135円	0円	0%
	31～50m <sup>3</sup>	150円	0円	
	51～100m <sup>3</sup>	165円	0円	
	101～200m <sup>3</sup>	201円	0円	
	201～500m <sup>3</sup>	230円	0円	
	501～1,000m <sup>3</sup>	259円	0円	
	1,001m <sup>3</sup> ～	288円	0円	

不足分72,191,869円に対し収入72,567,300円見込み

【R8年度 維持管理負担金単価105円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (R6年度比)	改定率 (R6年度比)	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	134円	12円	10%
	11～30m <sup>3</sup>	135円	0円	0%
	31～50m <sup>3</sup>	150円	0円	
	51～100m <sup>3</sup>	165円	0円	
	101～200m <sup>3</sup>	201円	0円	
	201～500m <sup>3</sup>	230円	0円	
	501～1000m <sup>3</sup>	259円	0円	
	1001m <sup>3</sup> ～	288円	0円	

不足分99,263,820円に対して収入101,594,220円見込み

・基本料金のみで下水道使用料への転嫁額分を全額補填するよう改定率を設定し、従量使用料単価は現行のままとした場合

メリット：全使用者の負担増が一定額となる

R6年度～：現行+300円/月

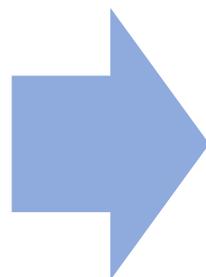
R8年度～：R6年度+120円/月

デメリット：基本使用料が割高となる

## 2-2. 下水道使用料体系案 パターン②

【現行体系】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	92円
	11～30m <sup>3</sup>	135円
	31～50m <sup>3</sup>	150円
	51～100m <sup>3</sup>	165円
	101～200m <sup>3</sup>	201円
	201～500m <sup>3</sup>	230円
	501～1,000m <sup>3</sup>	259円
	1,001m <sup>3</sup> ～	288円



【R6年度 維持管理負担金単価99円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (現行比)	改定率 (現行比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	110円	18円 20%
	11～30m <sup>3</sup>	150円	15円 11%
	31～50m <sup>3</sup>	161円	11円 7%
	51～100m <sup>3</sup>	172円	7円 4%
	101～200m <sup>3</sup>	205円	4円 2%
	201～500m <sup>3</sup>	232円	2円 1%
	501～1,000m <sup>3</sup>	260円	1円 0.5%
	1,001m <sup>3</sup> ～	289円	1円 0.5%

不足分72,191,869円に対して収入74,846,321円見込み

【R8年度 維持管理負担金単価105円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (R6年度比)	改定率 (R6年度比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	117円	7円 6%
	11～30m <sup>3</sup>	154円	4円 2.7%
	31～50m <sup>3</sup>	165円	4円 2.5%
	51～100m <sup>3</sup>	175円	3円 2%
	101～200m <sup>3</sup>	207円	2円 1%
	201～500m <sup>3</sup>	233円	1円 0.5%
	501～1000m <sup>3</sup>	261円	1円 0.4%
	1001m <sup>3</sup> ～	290円	1円 0.4%

不足分99,263,820円に対して収入101,263,985円見込み

・維持管理負担金単価の改定率を基本使用料の改定率とし、従量使用料単価は水量区分が大きくなるにつれて改定率を小さくした場合

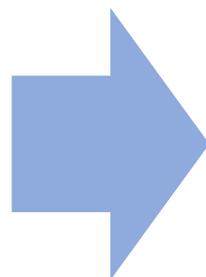
メリット：使用者の多い水量区分から多く収入できる

デメリット：パターン①よりも11m<sup>3</sup>以降の料金が高くなる

## 2-2. 下水道使用料体系案 パターン③

【現行体系】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	92円
	11～30m <sup>3</sup>	135円
	31～50m <sup>3</sup>	150円
	51～100m <sup>3</sup>	165円
	101～200m <sup>3</sup>	201円
	201～500m <sup>3</sup>	230円
	501～1,000m <sup>3</sup>	259円
	1,001m <sup>3</sup> ～	288円



【R6年度 維持管理負担金単価99円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (現行比)	改定率 (現行比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	117円	25円 27%
	11～30m <sup>3</sup>	141円	6円 4.5%
	31～50m <sup>3</sup>	155円	5円 3%
	51～100m <sup>3</sup>	168円	3円 2%
	101～200m <sup>3</sup>	203円	2円 1%
	201～500m <sup>3</sup>	232円	2円 1%
	501～1,000m <sup>3</sup>	260円	1円 0.5%
	1,001m <sup>3</sup> ～	289円	1円 0.5%

不足分72,191,869円に対して収入73,641,557円見込み

【R8年度 維持管理負担金単価105円の体系案】 (1か月あたり税抜)

	従量使用料単価 (/m <sup>3</sup> )	引上額 (R6年度比)	改定率 (R6年度比)
基本使用料	～10m <sup>3</sup>	124円	7円 6%
	11～30m <sup>3</sup>	146円	5円 3.5%
	31～50m <sup>3</sup>	158円	3円 2%
	51～100m <sup>3</sup>	170円	2円 1.2%
	101～200m <sup>3</sup>	204円	1円 0.5%
	201～500m <sup>3</sup>	233円	1円 0.4%
	501～1000m <sup>3</sup>	261円	1円 0.3%
	1001m <sup>3</sup> ～	290円	1円 0.3%

不足分99,263,820円に対して収入101,503,773円見込み

基本使用料の改定率をパターン①と②の中間とし、従量使用料単価は②と同様に定めた場合

メリット：パターン②よりも大口使用者の負担の増加が少ない

デメリット：パターン②よりは低いが、11m<sup>3</sup>以降の料金が高くなる

### 3. 使用料体系案の比較

#### 3-1. 流量別使用者への影響

【R6年度 単価99円】

一般家庭平均

企業目安

(円/1か月あたり税抜)

使用水量	10m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup>		30m <sup>3</sup>		50m <sup>3</sup>		100m <sup>3</sup>		500m <sup>3</sup>		1,000m <sup>3</sup>		5,000m <sup>3</sup>	
	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額
現行料金	920		2,270		3,620		6,620		14,870		103,970		233,470		1,385,470	
参考1	1,010	90	2,500	230	3,990	370	7,290	670	16,390	1,520	114,790	10,820	257,790	24,320	1,529,790	144,320
パターン①	1,220	300	2,570	300	3,920	300	6,920	300	15,170	300	104,270	300	233,770	300	1,385,770	300
パターン②	1,100	180	2,600	330	4,100	480	7,320	700	15,920	1,050	106,020	2,050	236,020	2,550	1,392,020	6,550
パターン③	1,170	250	2,580	310	3,990	370	7,090	470	15,490	620	105,390	1,420	235,390	1,920	1,391,390	5,920

【R8年度 単価105円】

(円/1か月あたり税抜)

使用水量	10m <sup>3</sup>		20m <sup>3</sup>		30m <sup>3</sup>		50m <sup>3</sup>		100m <sup>3</sup>		500m <sup>3</sup>		1,000m <sup>3</sup>		5,000m <sup>3</sup>	
	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額	料金	差額
現行料金	920		2,270		3,620		6,620		14,870		103,970		233,470		1,385,470	
参考1	1,050	130	2,590	320	4,130	510	7,550	930	16,950	2,080	118,450	14,480	265,950	32,480	1,577,950	192,480
パターン①	1,340	420	2,690	420	4,040	420	7,040	420	15,290	420	104,390	420	233,890	420	1,385,890	420
パターン②	1,170	250	2,710	440	4,250	630	7,550	930	16,300	1,430	106,900	2,930	237,400	3,930	1,397,400	11,930
パターン③	1,240	320	2,700	430	4,160	540	7,320	700	15,820	950	106,320	2,350	236,820	3,350	1,396,820	11,350

## 本庄市下水道事業審議会開催日程（案）

- ・下水道審議会委員（任期）

- 令和4年10月1日～令和6年9月30日（2年間）

### <今後の審議会開催日程（案）>

- ・令和5年度 第4回審議会

- 令和6年1月22日（月） 本庄市役所大会議室（6F）10:00～

- 令和5年度第3回審議会の内容確認（会議録）

- 議事

- ・公共下水道事業における使用料金等の適正化について  
（新料金表、答申書について審議）

- その他

- ・以後のスケジュール

- 令和6年2月14日 公共料金検討委員会

- 令和6年3月上旬 下水道事業審議会長より答申

- 令和6年6月議会 下水道条例改正

- 令和6年10月 新料金適用